平成２６年（フ）第３号
埼玉県新座市新座１丁目９番３号
債務者　池上　宏一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
さいたま市浦和区本太３丁目３番７号　ＡＫＥＯハイツ205室、旧住所さいたま市浦和区岸町７丁目12番19号
債務者　篠塚　正一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
さいたま市緑区大字中尾1100番地　第２秋葉コーポ105号
債務者　平岡徳太郎
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
さいたま市岩槻区大字大野島851番地
債務者　川島　千鶴
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６０号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目２番地４Ａ―301
債務者　高橋　　浩
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７１号
埼玉県上尾市大字上730番地　しらこばと団地31―402
債務者　小川　惠子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目11番地の１Ｇ棟201号
債務者　荒井　史恵
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
埼玉県上尾市大字平塚2025番地　平塚団地７―401
債務者　高橋鉄広こと　高橋　鉄廣
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
埼玉県草加市新善町２番地１　コーポサニープレイス203号
債務者　形山　勝則
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
千葉県香取市牧野2125番地１
債務者　山倉　承子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第１８号
静岡県富士市伝法720番地の１　ベストハイツ岳陽Ⅱ―107号
債務者　青藤　昌浩
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２０号
静岡県富士市鈴川西町３番13号　鈴木ビルこのもと202号、前住所静岡県富士市中央町１丁目５番20号
債務者　脇ノ上忠明
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２４３７号
北海道千歳市青葉４丁目５番２号
債務者　佐々木　亨
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４６２号
札幌市豊平区豊平９条９丁目１番28―303号
債務者　加藤　隆広
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４７２号
札幌市厚別区厚別西２条４丁目２番10―506号
債務者　海保　　晃
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５４７号
札幌市北区西茨戸４条２丁目５番12号
債務者　北野　伸次
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５５０号
札幌市白石区北郷９条８丁目４番30号　カジュアル北郷101号
債務者　武藤　　誠（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部